

市町村地域福祉計画策定状況等調査結果

平成25年3月31日時点調査

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

- 1 市町村地域福祉計画の策定状況
- 2 市区部・町村部別の策定状況
- 3 人口規模別の策定状況
- 4 市町村地域福祉計画の策定効果（複数回答）
- 5 市町村地域福祉計画の内容（複数回答）
- 6 策定の歳に工夫したこと（自由回答）
- 7 市町村地域福祉計画の改定状況
- 8 改定の際に要点となった事項及び新たに盛り込まれた事項
- 9 改定までの期間と改定回数
- 10 策定未定市町村の策定方針
- 11 策定未定市町村の策定未定理由（複数回答）
- 12 市町村が計画策定及び改定のために必要としている事項（複数回答）
- 13 地域福祉計画評価等のための委員会設置状況と開催頻度
- 14 地域福祉計画における要援護者支援方策盛り込み状況
- 15 今後の要援護者支援方策盛り込み予定
- 16 要援護者支援方策を盛り込むか未定又は盛り込まない理由

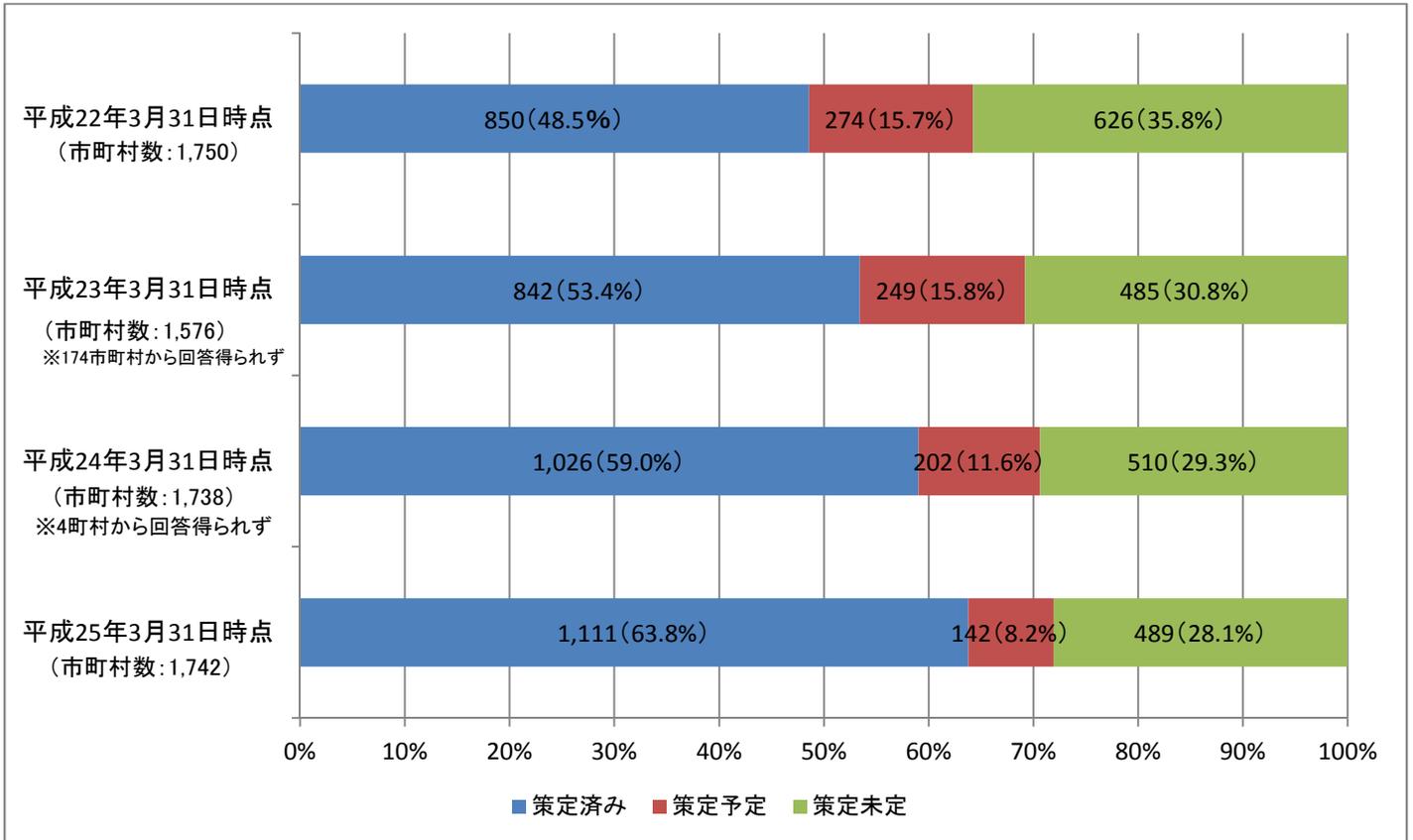
【調査の概要】

- 調査対象：1, 742市町村
- 回答数：1, 742市町村（回収率100.0%）
- 調査時点：平成25年3月31日現在

I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況

- 東日本大震災の影響により、平成23年3月31日時点調査では宮城県、山形県、福島県、茨城県の全部、および、岩手県の一部の計174市町村、平成24年3月31日時点調査では福島県の4町村から回答を得ることができなかった。
- 「策定済み」市町村は、平成22年3月31日時点からの3年間で261市町村（15.3ポイント）増加して63.8%となった。

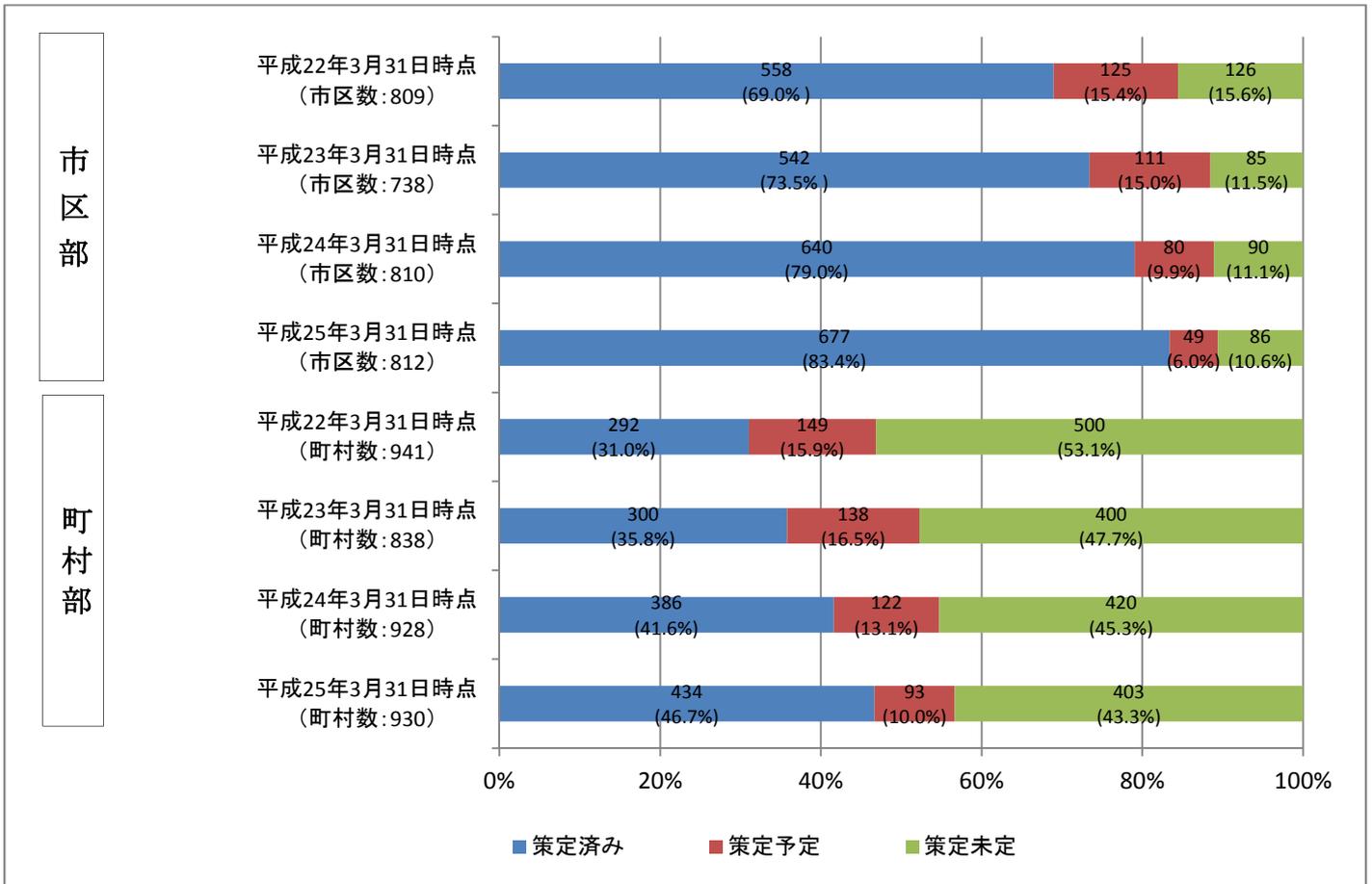
市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況



I - 2. 市区部・町村部別の策定状況

○「策定済み」回答の割合は、市区部・町村部ともに平成22年3月31日時点より14ポイント以上増加している。

○一方で、市区部と町村部の策定率には依然として約1.8倍の開きがある。「策定未定」回答は市区部で10.6%、町村部で43.3%となっており差が大きい。

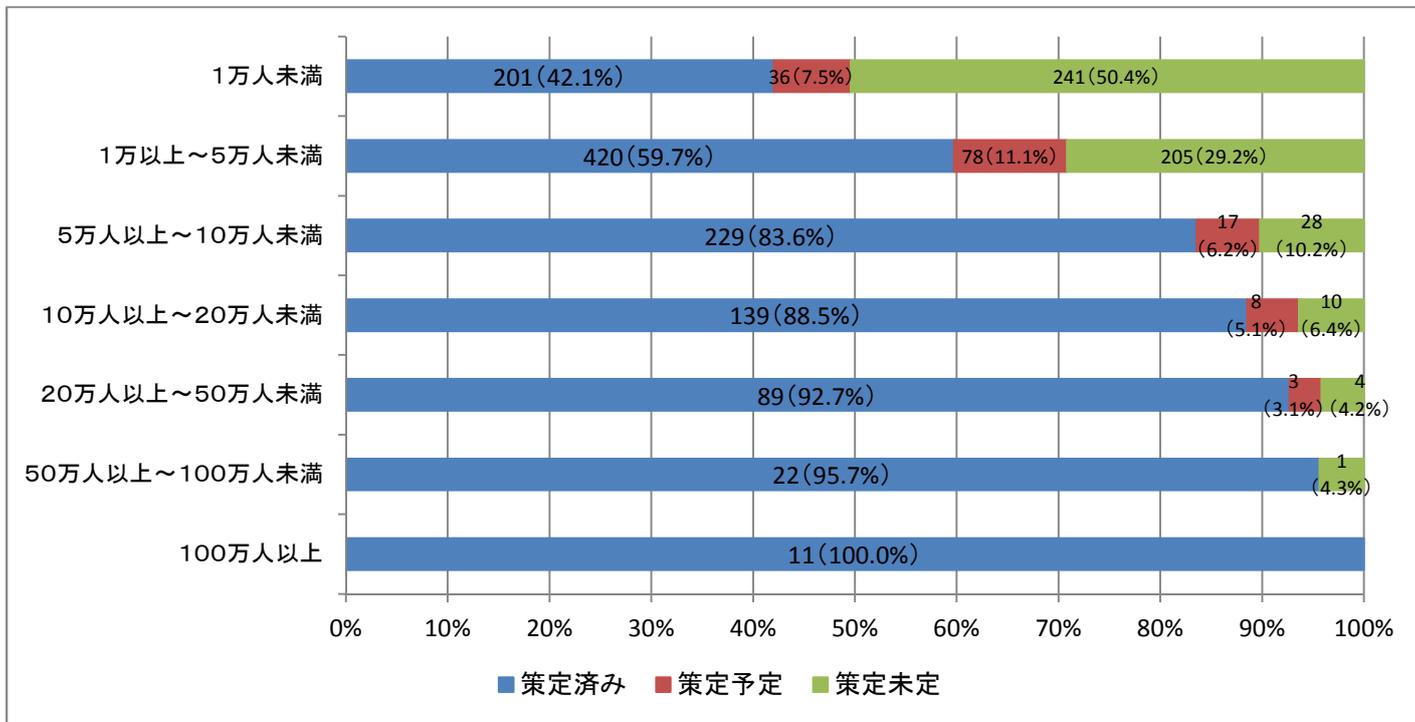


I-3. 人口規模別の策定状況

○人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にある。

○一方で、人口1万人未満では50.4%、1万人以上5万人未満では29.2%が未策定であり、人口5万人以上の市町村との策定率の差が大きくなっている。

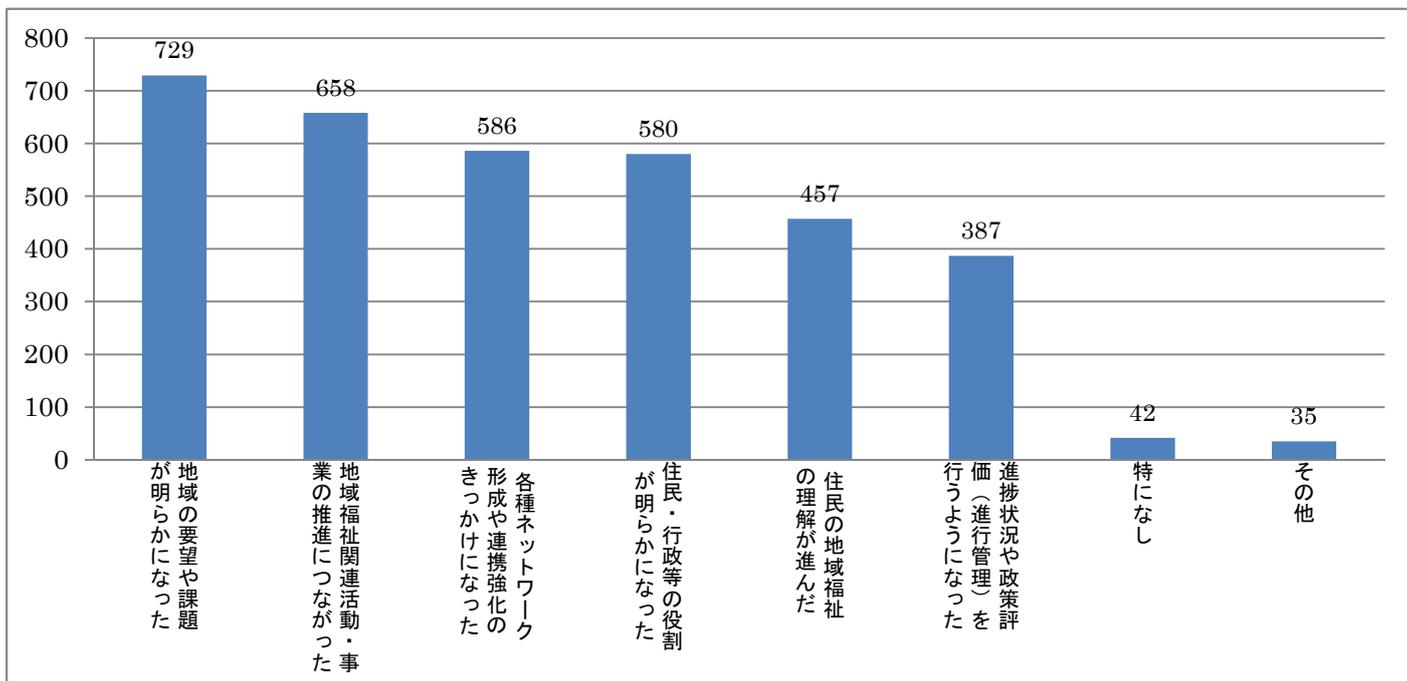
全市町村1,742市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-4. 市町村地域福祉計画の策定効果（複数回答）

○策定効果があった事項について、最も回答が多かったのは「地域の要望や課題が明らかになった」であり、次いで「地域福祉関連活動・事業の推進につながった」、「各種ネットワーク形成や連携強化のきっかけになった」の順となっている。

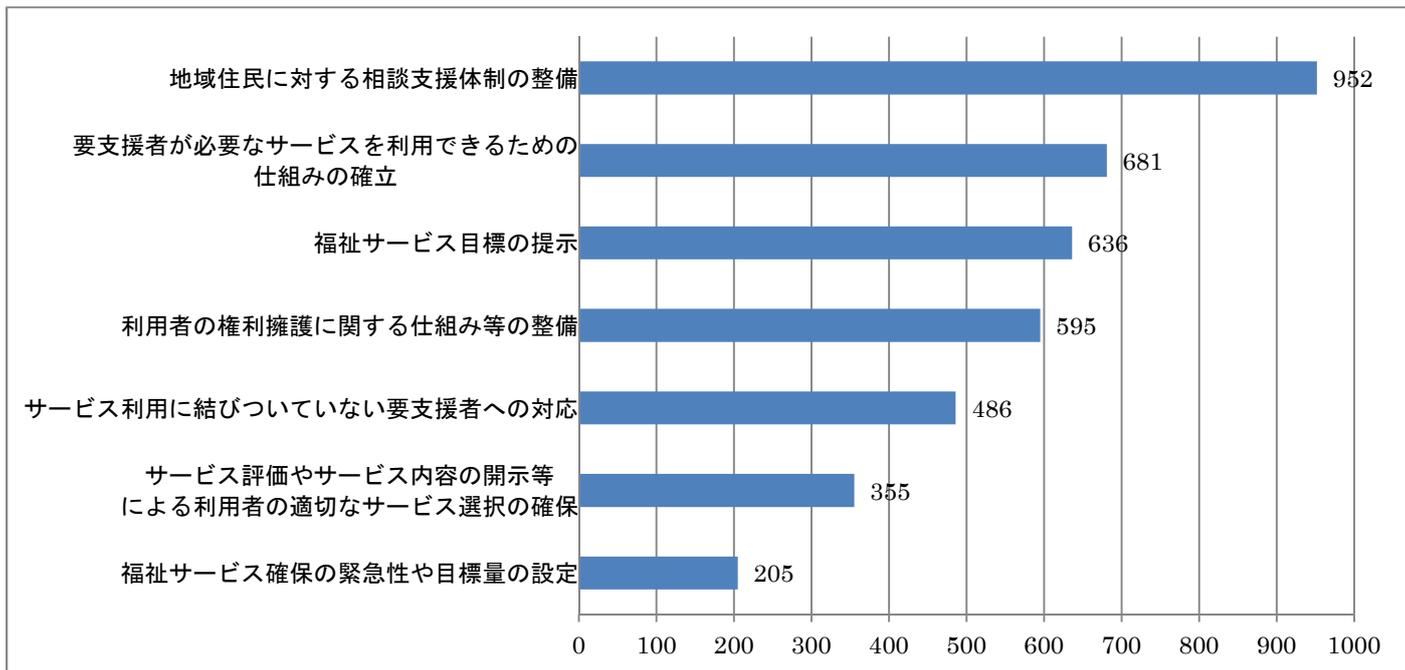
策定済み1,111市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-5. 市町村地域福祉計画の内容（複数回答）

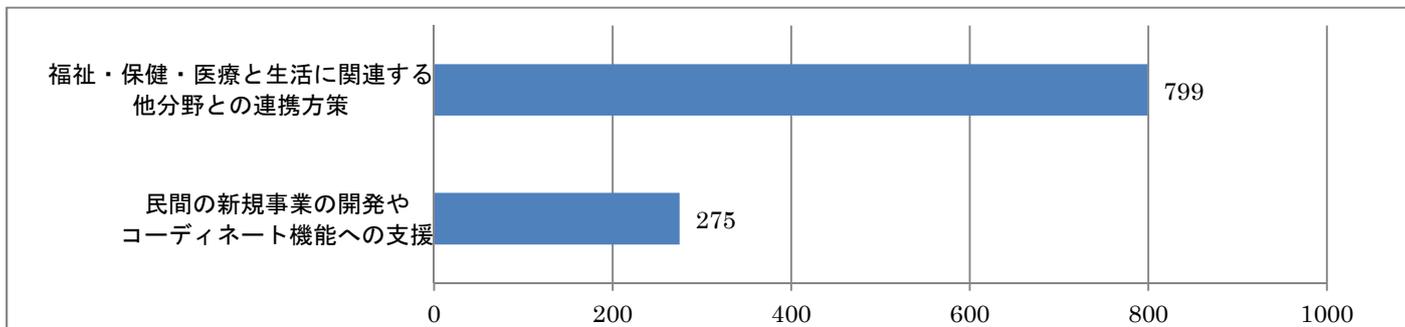
【地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項】

策定済み1, 111市町村の回答



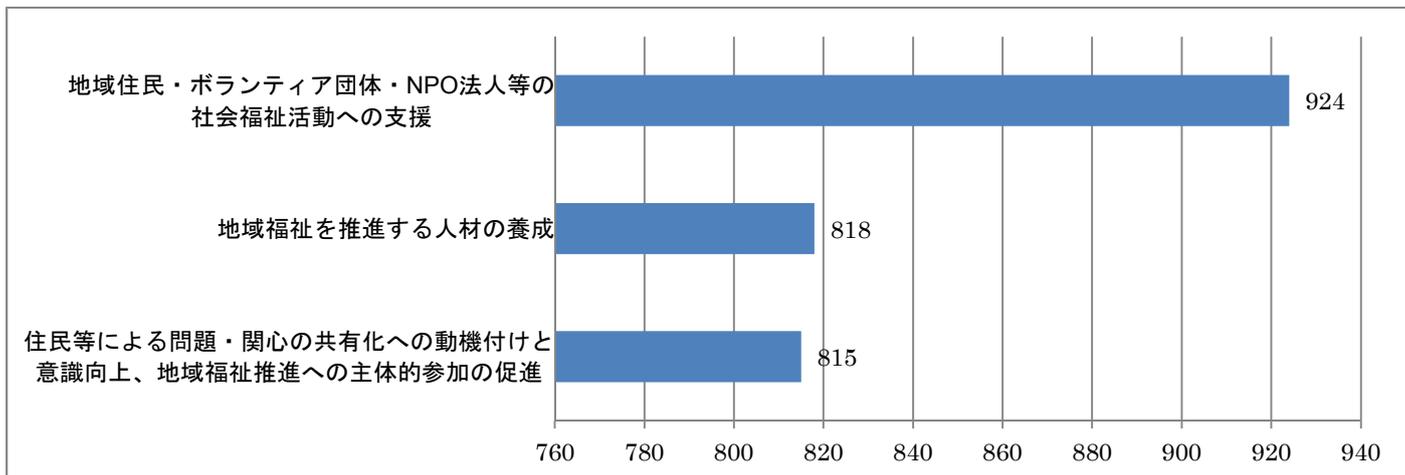
【地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項】

策定済み1, 111市町村の回答



【地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項】

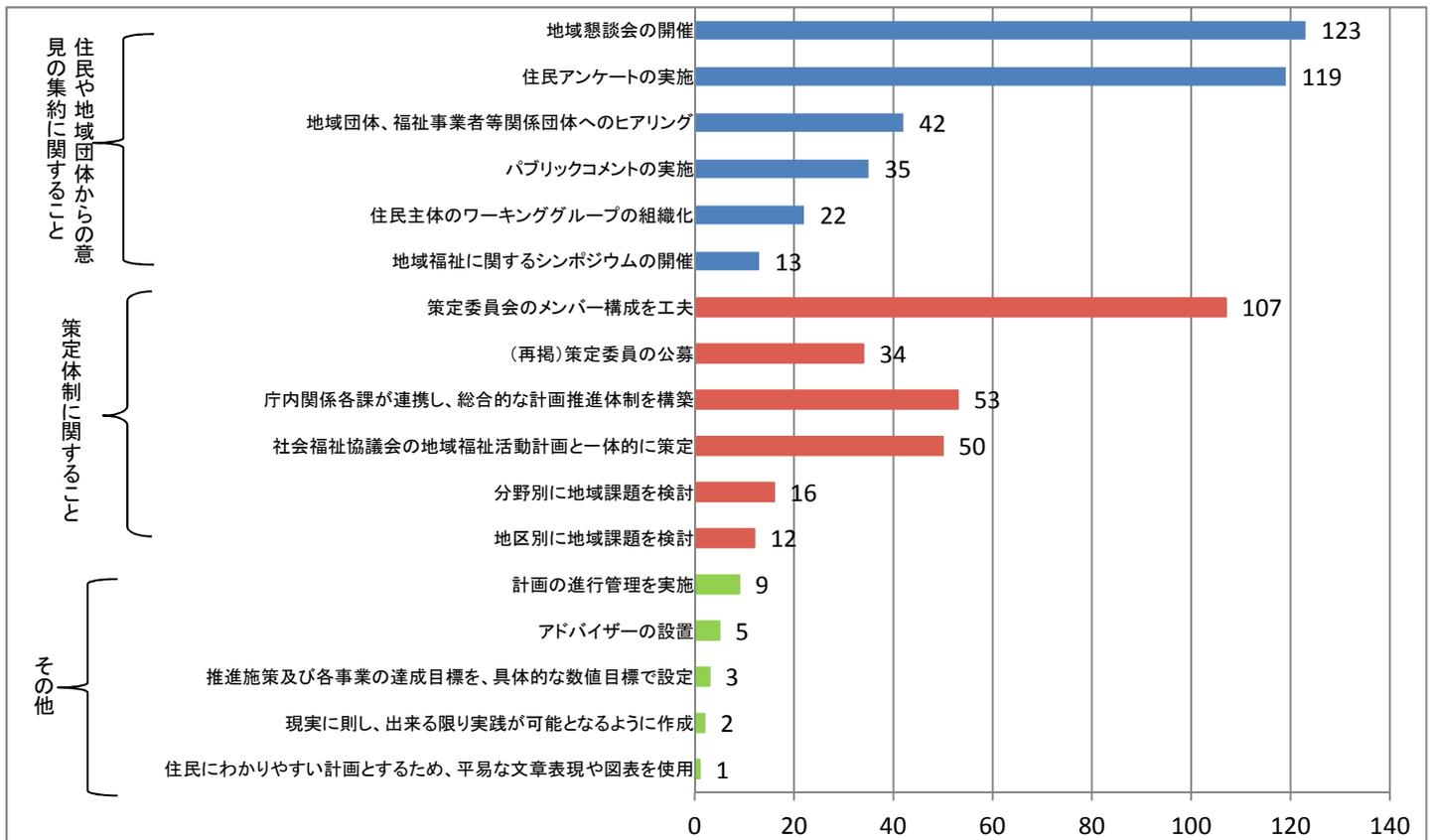
策定済み1, 111市町村の回答



I-6. 策定の際に工夫したこと（自由回答）

○自由記述回答の内容を分類したところ、住民や地域団体からの意見を集約したり、策定体制に工夫をしている市町村が多くあった。

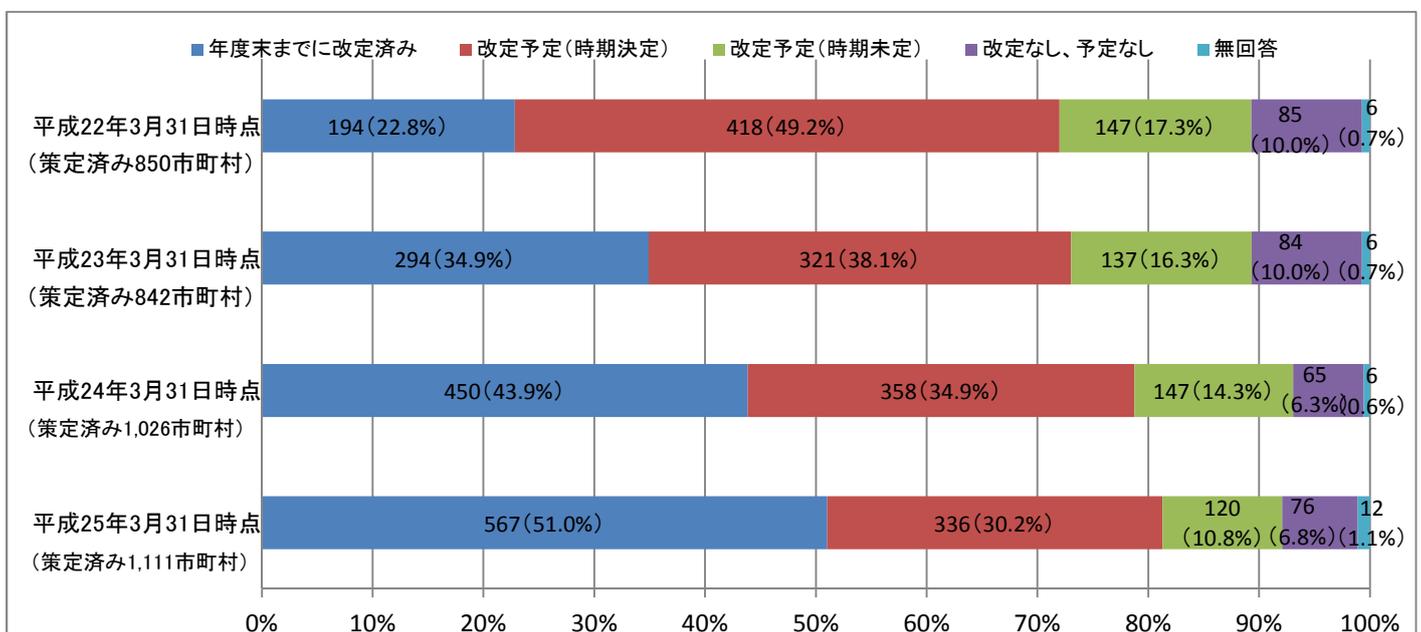
策定済み1,111市町村のうち、自由記述欄に記入のあった375市町村の回答（複数記述あり）



I-7. 市町村地域福祉計画の改定状況

○平成22年3月31日時点と比較すると、「改定済み」回答は373市町村（28.2ポイント）増加し、「策定済み」市町村の51.0%が改定を行っている。

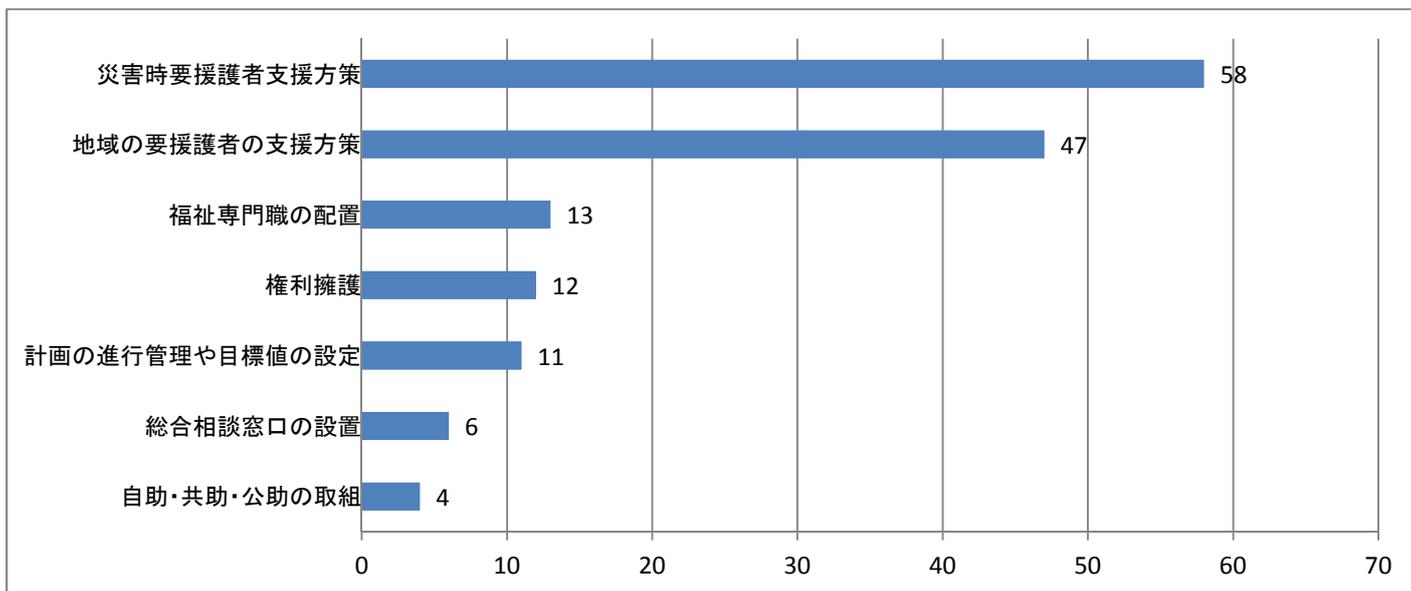
地域福祉計画策定済み市町村（東京都特別区を含む）の改定状況



I-8. 改定の際に要点となった事項及び新たに盛り込まれた事項

○市町村からの自由記述回答の内容を分類したところ、「災害時要援護者支援方策」や「地域の要援護者の支援方策」が多く挙げられた。

改定済み567市町村のうち、自由記述欄に記入のあった235市町村の回答（複数記述あり）



I-9. 改定までの期間と改定回数

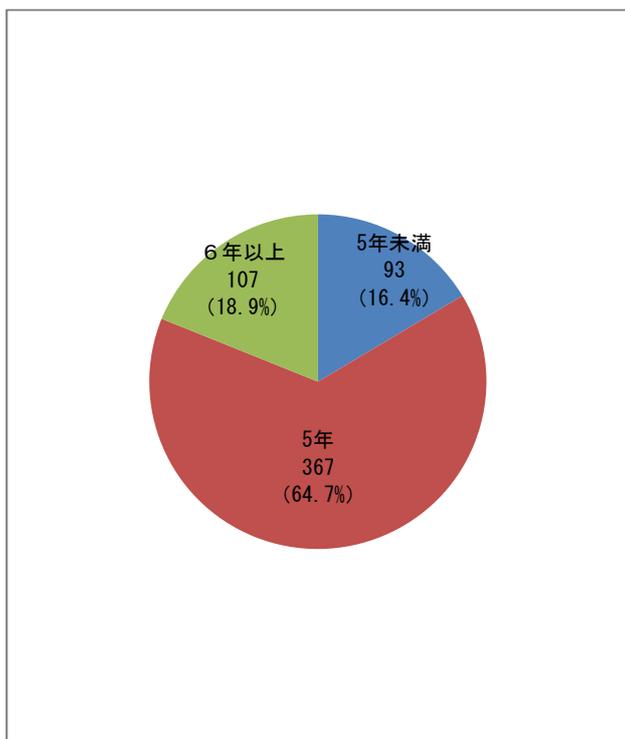
（地域福祉計画に係る社会福祉法の規定が施行された平成15年4月以降の改定期間・回数）

○改定済み市町村のうち、64.7%が改定までの期間を「5年」と回答している。

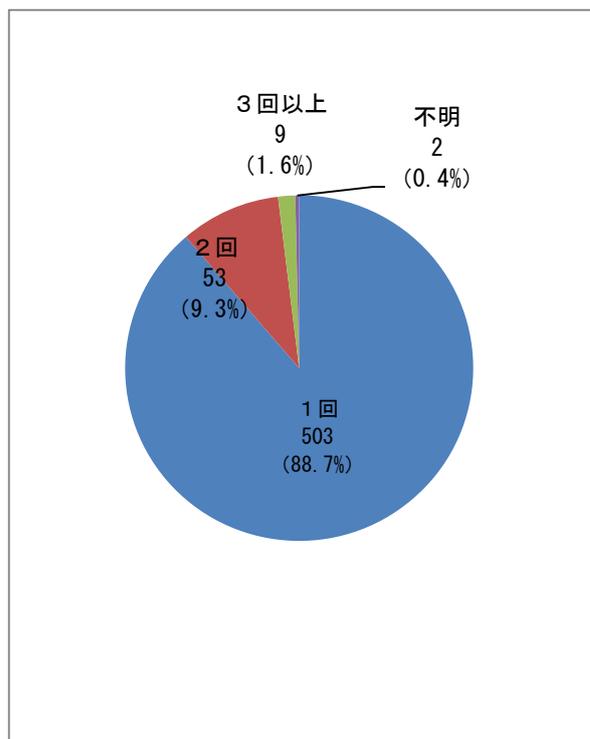
○改定済み市町村のうち、88.7%が改定回数を「1回」と回答している。

改定済み567市町村（東京都特別区を含む）の回答

最初の策定から改定までの期間



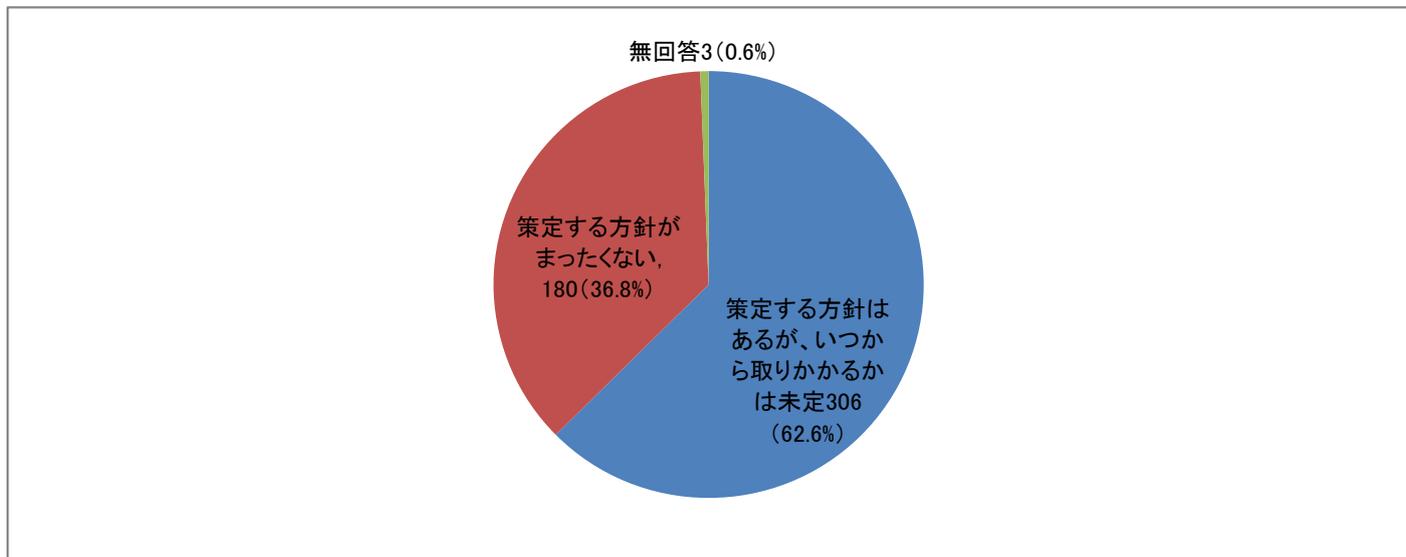
改定回数



I-10. 策定未定市町村の策定方針

○策定未定市町村のうち、62.6%の市町村が「策定方針はあるが、いつから取りかかるかは未定」と回答している。

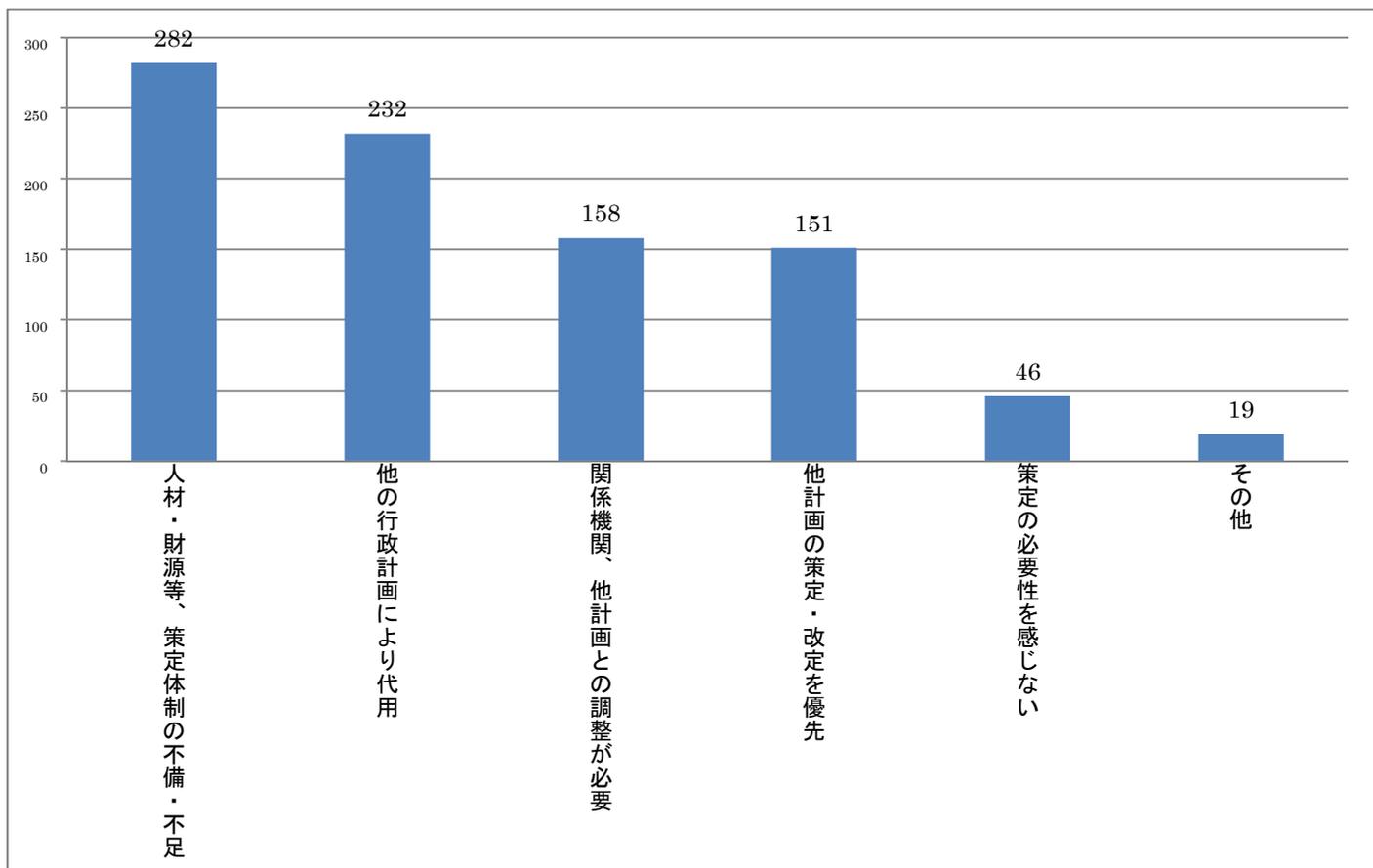
策定未定489市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-11. 策定未定市町村の策定未定理由（複数回答）

○策定未定の理由として最も多く挙げた回答は、「人材・財源等、策定体制の不備・不足」であり、次いで「他の行政計画により代用」となっている。

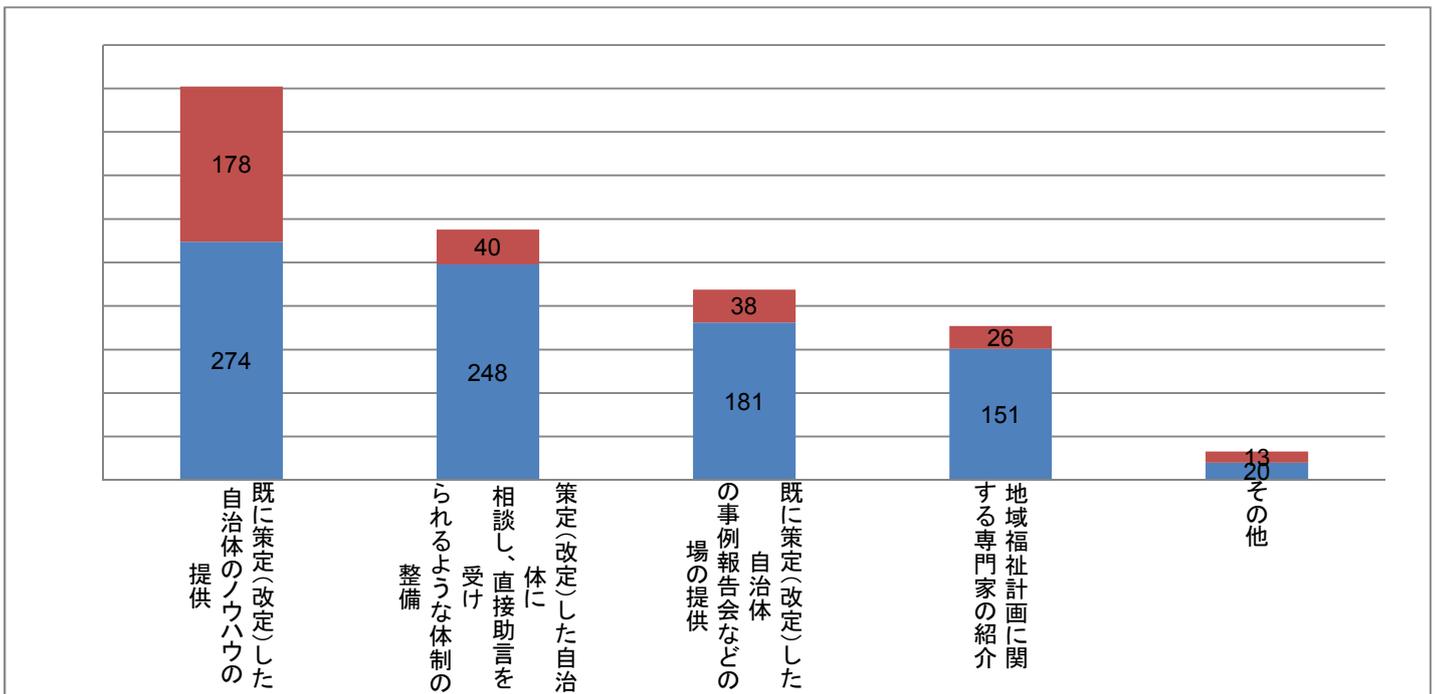
策定未定489市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-12. 市町村が計画策定及び改定のために必要としている事項（複数回答）

○「特に必要」「必要」共に一番多かった回答は、「既に策定（改定）した自治体のノウハウの提供」となっている。

策定予定、策定未定及び策定後未改定707市町村（東京都特別区を含む）の回答



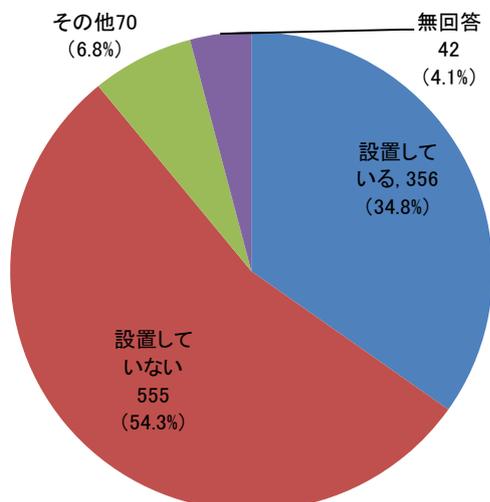
I-13. 地域福祉計画評価等のための委員会設置状況と開催頻度

○計画評価等のための委員会を「設置している」市町村が34.8%ある一方で、「設置していない」と回答した市町村が54.3%となっている。

○計画評価等のための委員会の開催頻度は、「年1回」が51.4%、次いで「半年に1回」が29.5%となっている。

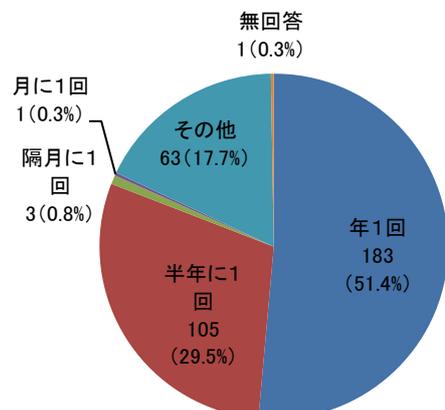
委員会の設置状況

策定済みかつ改定済み・改定予定1,023市町村（東京都特別区を含む）の回答



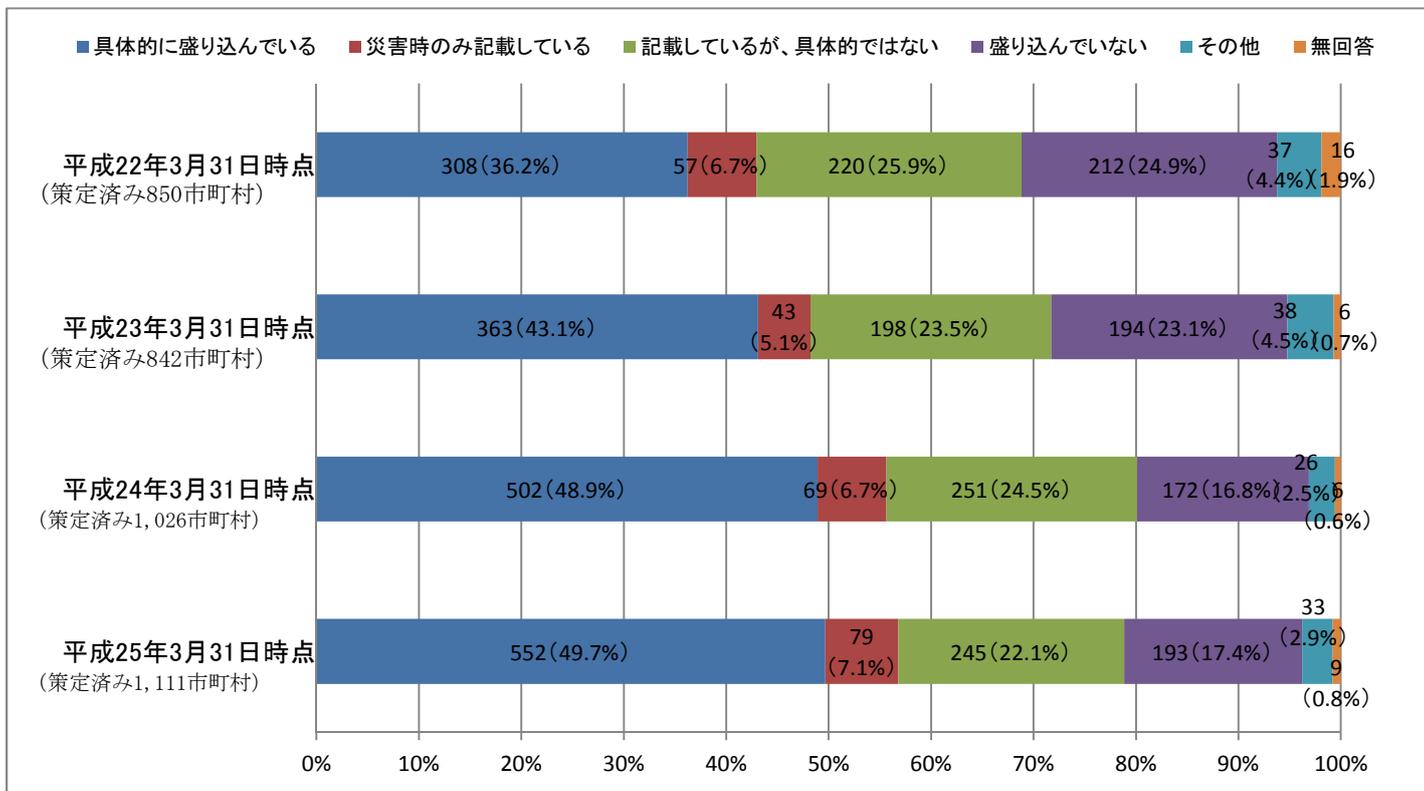
委員会の開催頻度

委員会を設置している356市町村の回答



I-14. 地域福祉計画における要援護者支援方策盛り込み状況

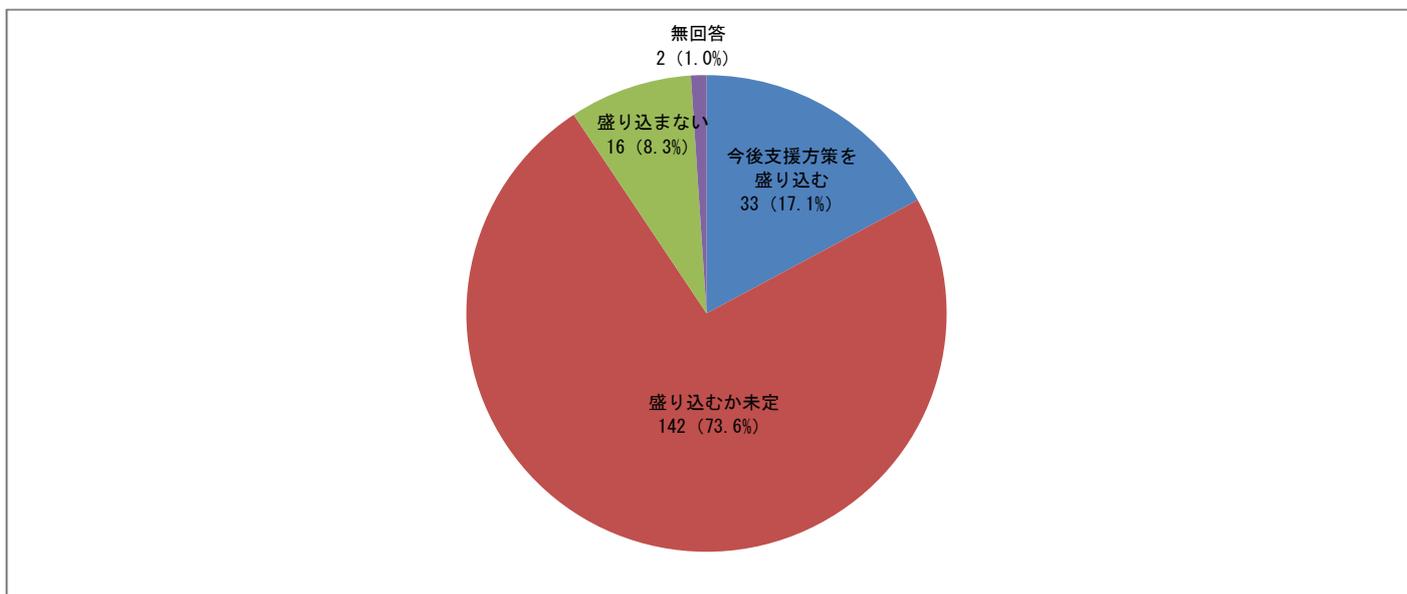
- 平成22年3月31日時点と比較すると、地域福祉計画策定済み市町村のうち、要援護者支援方策を「具体的に盛り込んでいる」回答が244市町村（13.5ポイント）増加して49.7%となっている。
- 「災害時のみ記載している」回答についても、平成22年3月31日時点と比較すると22市町村（0.4ポイント）増加している。



I-15. 今後の要援護者支援方策盛り込み予定

- 「要援護者支援方策を盛り込んでいない」193市町村の73.6%が、「今後要援護者支援方策を盛り込むか未定」と回答している。

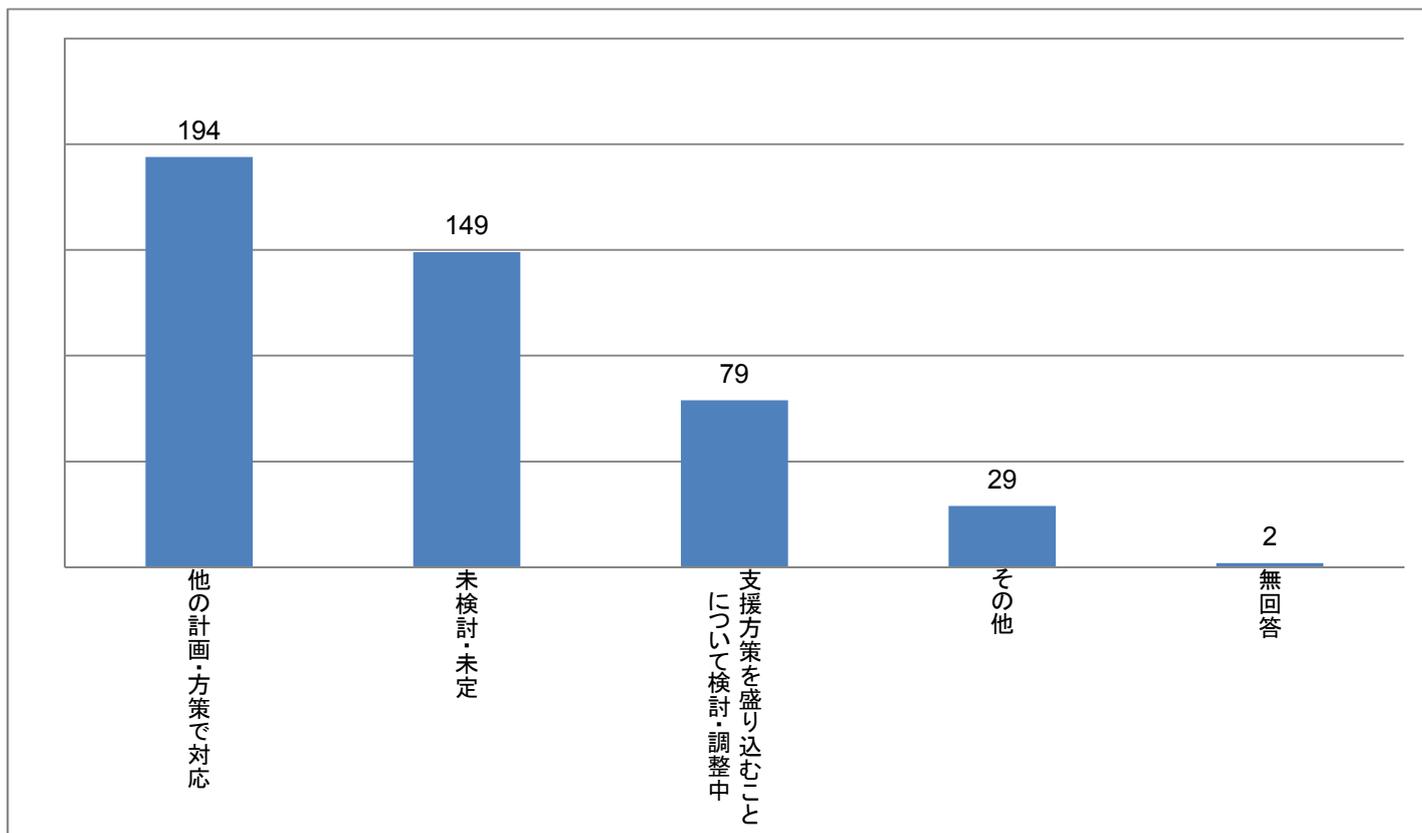
「要援護者支援方策を盛り込んでいない」193市町村の回答



I-16. 要援護者支援方を盛り込むか未定又は盛り込まない理由

○今後「要援護者支援方を盛り込むか未定」又は「盛り込まない」理由として最も多かったのは「他の計画・方策で対応」であり、次いで「未検討・未定」となっている。

策定済み1,111市町村のうち、「要援護者支援方を具体的に盛り込んでいる」以外の回答をした市町村で、「要援護者支援方を盛り込むか未定」又は「盛り込まない」とした453市町村（東京都特別区を含む）の回答



II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

- 1 都道府県地域福祉支援計画の策定状況及び策定未定都道府県の策定方針
- 2 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況
- 3 管内市町村の策定状況及び低調である理由
- 4 管内市町村への助言・支援の実施状況及び今後の方針
- 5 地域福祉計画策定推進のための数値目標設定状況
- 6 都道府県から市町村に対する今後の支援策（複数回答）

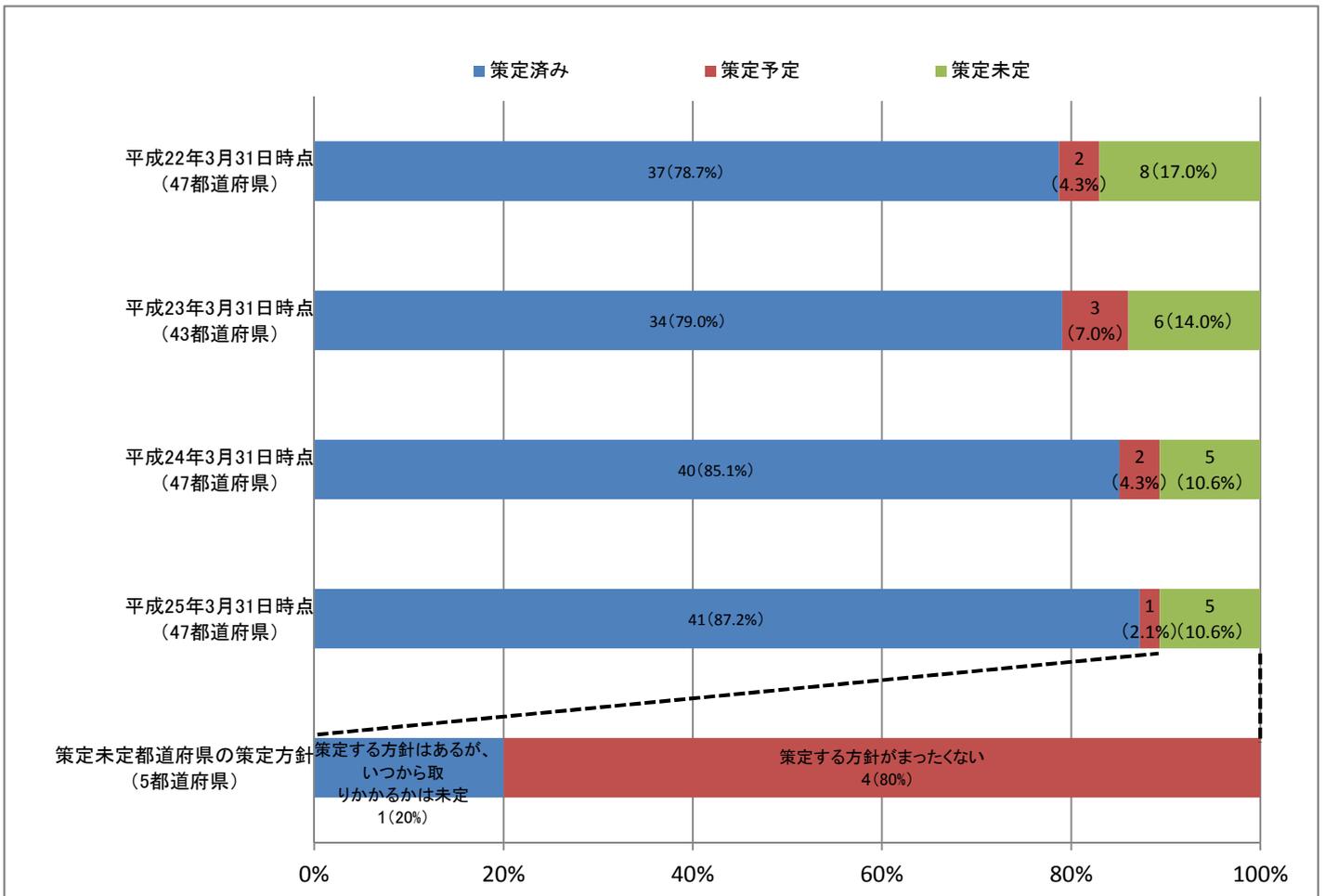
【調査の概要】

- 調査対象：47都道府県
- 回答数：47都道府県（回収率100.0%）
- 調査時点：平成25年3月31日現在

II-1. 都道府県地域福祉支援計画の策定状況及び策定未定都道府県の策定方針

○「策定済み」回答のあった都道府県は、平成22年3月31日時点よりも4県増加している一方で、「策定未定」と回答した5県のうちの4県は「策定する方針がまったくない」としている。

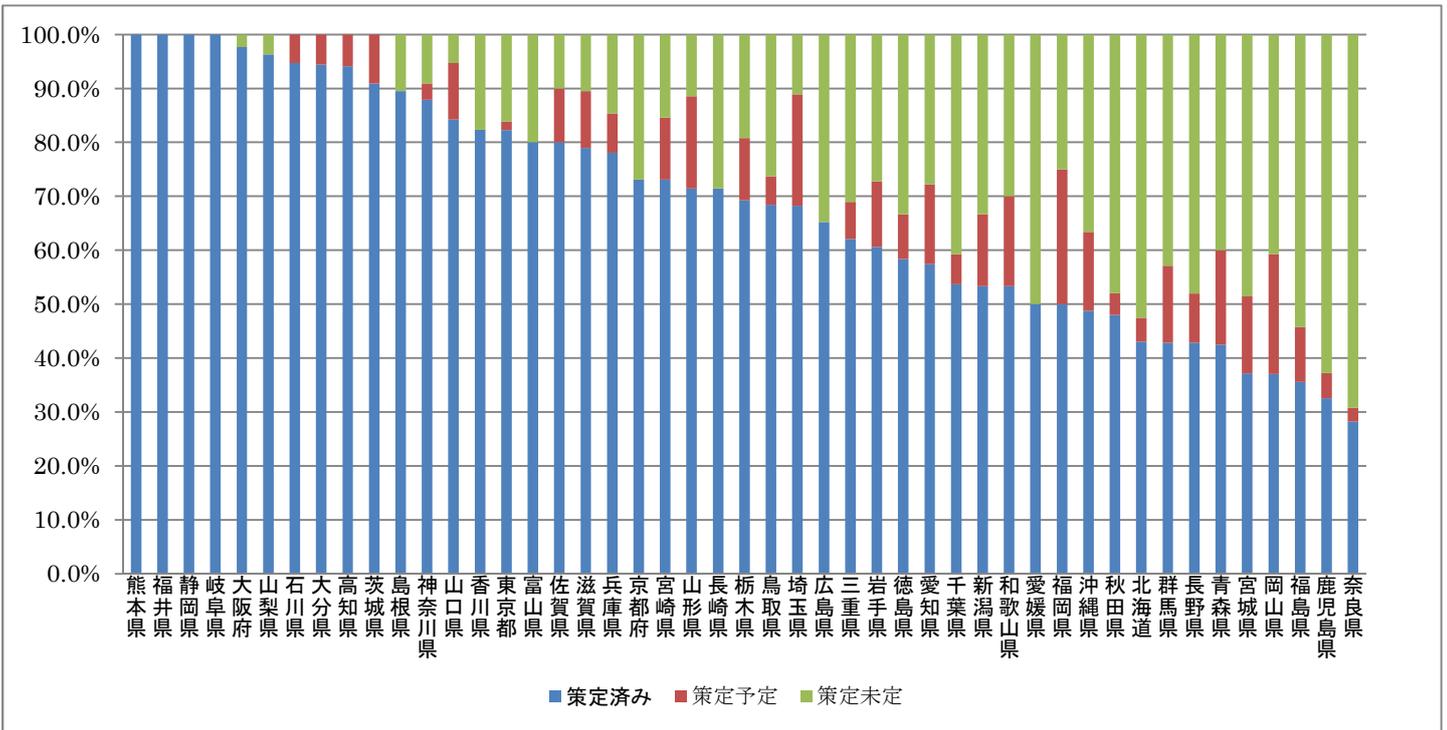
※平成23年3月末時調査は東日本大震災の影響で宮城県・山形県・福島県・茨城県からは回答を得られず43都道府県の回答



Ⅱ－２．都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

○市町村地域福祉計画の都道府県間における策定状況には、最大約3.5倍の開きが生じている。

47都道府県の回答

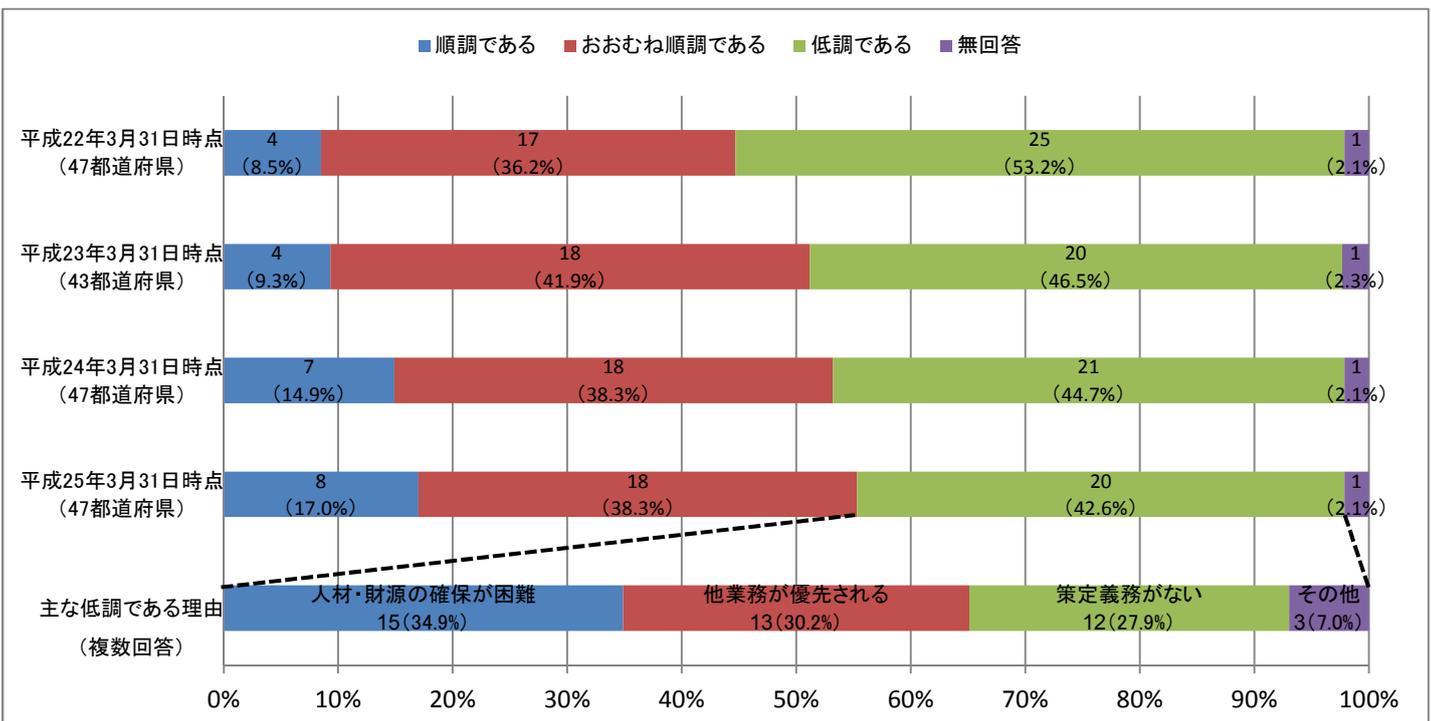


Ⅱ－３．管内市町村の策定状況及び低調である理由

○管内市町村の計画策定について、「順調である」及び「おおむね順調である」回答が漸増傾向にある。

○一方で、「低調である」理由について、「人材・財源の確保が困難」「他業務が優先される」「策定義務がない」等の回答が挙がっている。

※平成23年3月調査は43都道府県の回答

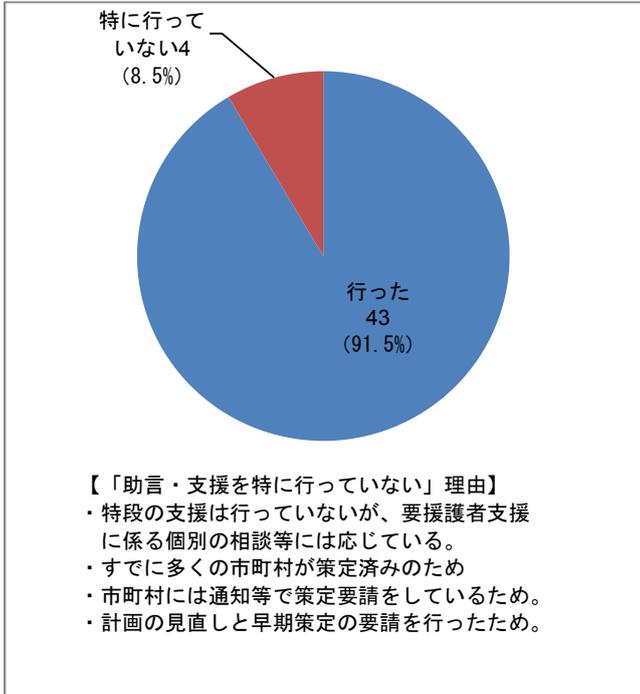


Ⅱ－４．管内市町村への助言・支援の実施状況及び今後の方針

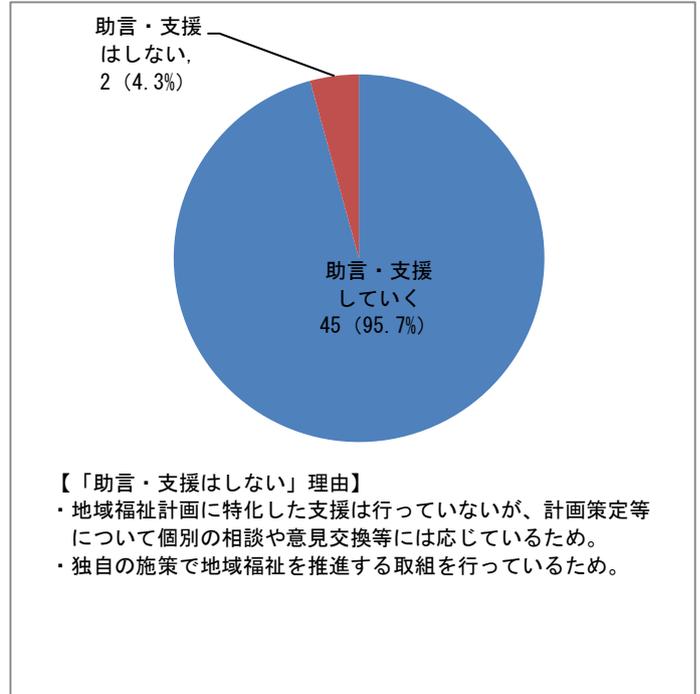
- 「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日付社会・援護局長通知）を受けて、91.5%の都道府県が管内市町村へ「地域福祉計画策定のための助言・支援を行った」と回答している。
- また、今後の方針として、95.7%の都道府県が「助言・支援していく」と回答している。

47都道府県の回答

管内市町村への助言・支援の実施状況



今後の方針

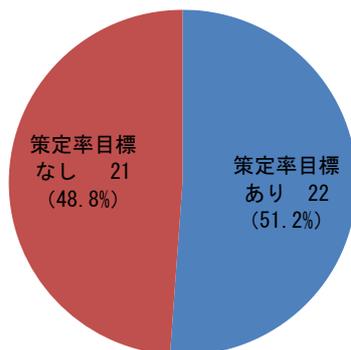


Ⅱ－５．地域福祉計画策定推進のための数値目標設定状況

- 管内市町村地域福祉計画の策定推進のため、22都道府県が数値目標を定めている。
- 具体的な数値目標で一番多かった回答は「平成27年度までに100%」、次いで「平成26年度までに100%」であった。
- 数値目標を掲げない主な理由として、「地域福祉計画策定に法的義務付けがなく、各市町村の自主性に委ねているため（12）」が挙げられた。

数値目標設定

策定率が100%でない43都道府県の回答
 (熊本県、福井県、静岡県、岐阜県は策定率100%)



具体的数値目標

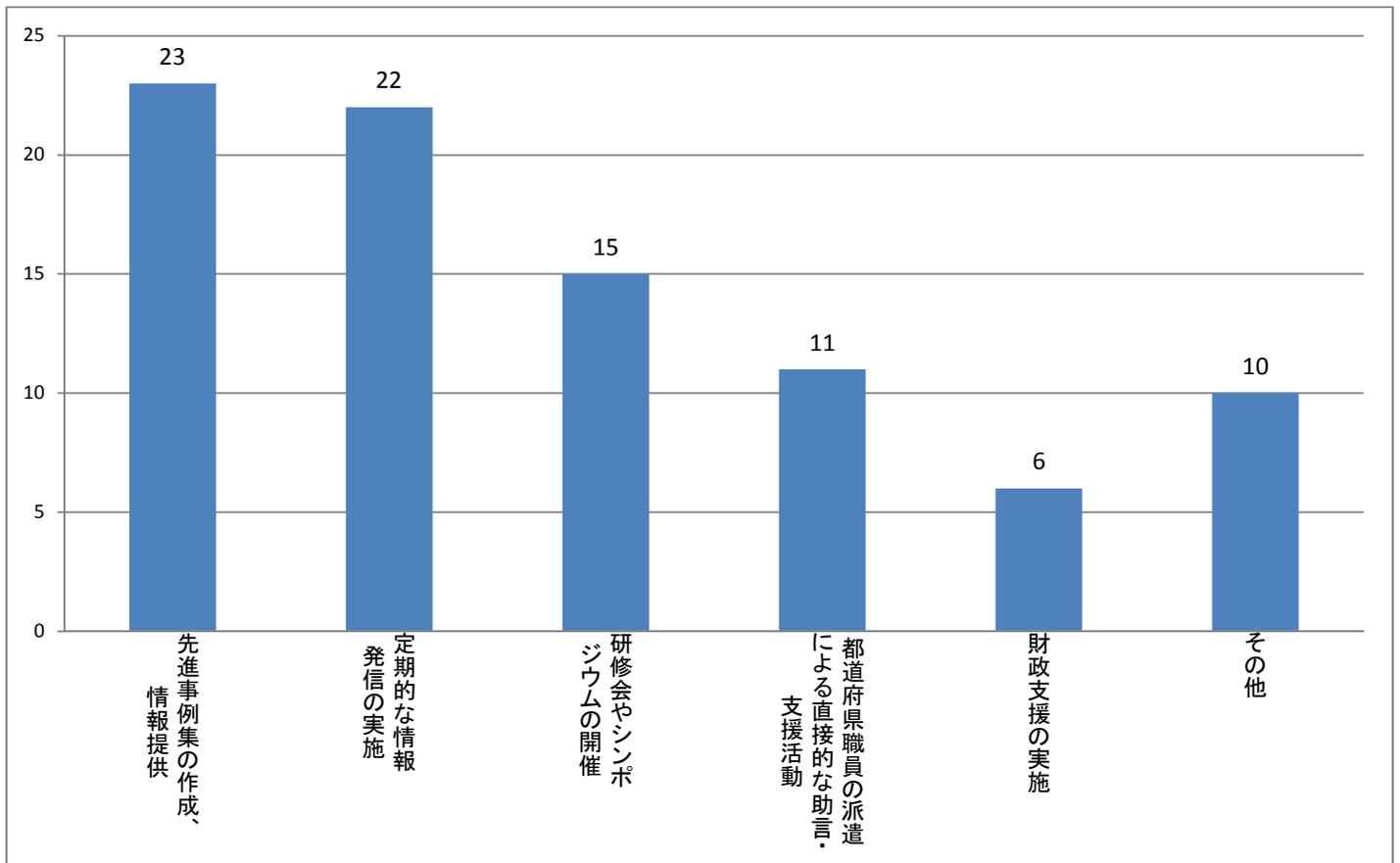
数値目標「あり」22都道府県の回答

平成25年度までに100%	3
平成26年度までに100%	4
平成27年度までに100%	5
平成28年度までに100%	2
平成29年度までに100%	3
その他	4

Ⅱ－6 都道府県から市町村に対する今後の支援策（複数回答）

○都道府県から市町村に対する今後の支援策として、「先進事例集の作成、情報提供」「定期的な情報発信の実施」が多く回答された。

4.7 都道府県の回答（複数回答可）



地域福祉計画策定状況等調査結果を踏まえた今後の対応について

- ◆市町村地域福祉計画の策定は進みつつあるが、市区部と町村部における策定率の格差は依然大きい。また、自治体の人口規模と地域福祉計画の策定率に明確な相関関係がある状況に鑑みて、町村部を中心に人口5万人未満の小規模自治体に対する策定支援に向けた対応を検討する必要がある。
- ◆市町村地域福祉計画については、都道府県間の策定率の格差も大きいため、それぞれの事情に一定配慮しつつも、全体の策定率の向上を目指して個別の支援を検討する必要がある。
- ◆平成19年に地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加された要援護者支援方策についても、その状況は策定市町村の半数程度にとどまっており、そのさらなる推進を図る。